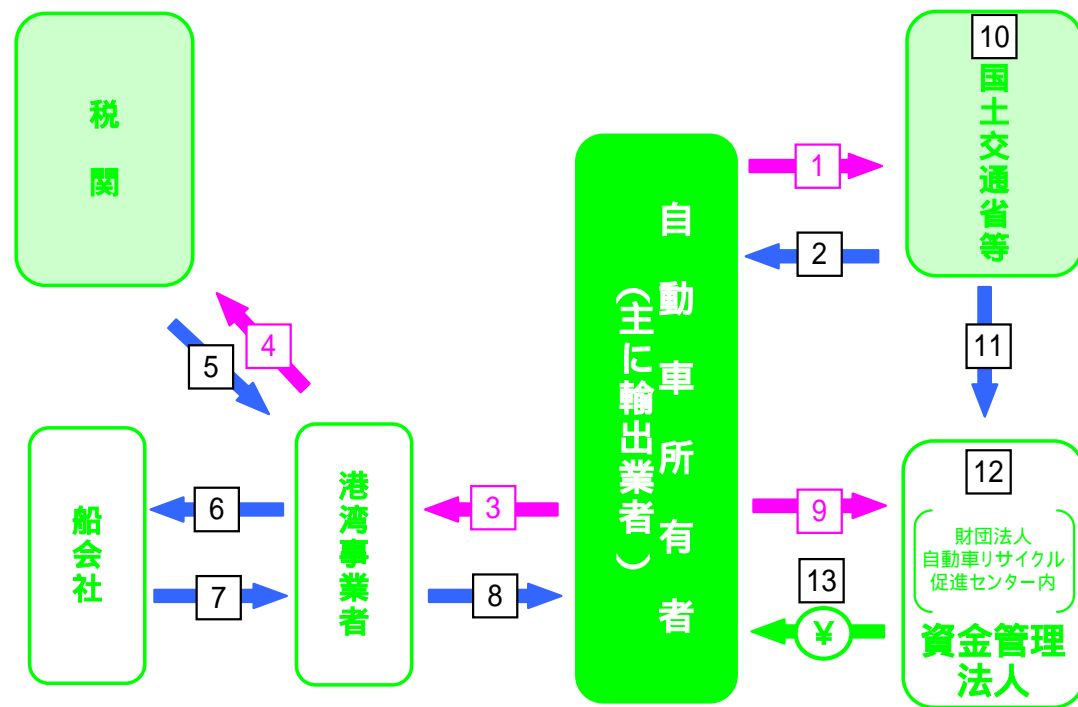


(1) 中古車の輸出実務とリサイクル料金返還までの流れ



- 1 輸出抹消仮登録申請 (または輸出予定届出)
- 2 輸出抹消仮登録証明書 (または輸出予定届出証明書) の交付
- 3 通関業務の依頼
- 4 輸出許可申請
- 5 輸出許可 (輸出許可書の交付)
- 6 船積み
- 7 船荷証券の交付
- 8 輸出許可書・船荷証券 (写し) の返却
- 9 リサイクル料金返還申請(パソコン申請と 一般申請の2種類が存在)
- 10 輸出抹消登録等の実施
- 11 輸出抹消登録等情報の送信
- 12 返還申請情報と輸出抹消登録等情報との照合
- 13 リサイクル料金の返還

(2) 返還申請実務

1) 申請に必要な書類

- () 申請書
【記載内容】
申請者 (輸出した自動車の所有者) 名・住所、車台番号、リサイクル料金額 (資金管理料金を除く)、振込先金融機関口座情報
口座は国内のものであり、口座と申請者が同一名義であることが必要。
- () 改正道路運送車両法で制度化された輸出抹消仮登録証明書 (または輸出予定届出証明書) の写し
構内車を輸出する場合不要。
- () 輸出した自動車の車台番号が記載されている輸出許可書の写し
- () 輸出した自動車の車台番号が記載されている船荷証券の写し

2) 申請方法

パソコン申請

- ・申請者が保有するパソコンを用いてインターネット経由で資金管理システムを利用しながら申請を作成。
- ・申請書を作成することで、自動的に申請書への記載事項が資金管理システムへ記録されるため、(財)自動車リサイクル促進センターでの事務コストが低減される。
- ・パソコン申請を行うためには、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要。
引取工程、フロン類回収工程、解体工程、破碎工程の自動車リサイクルシステムへの事業者登録とは異なり、輸出事業者特有の事業者登録が必要。

一般申請

- ・所定の様式の申請書に手書き等で必要事項を記入し、(財)自動車リサイクル促進センターに送付。
- ・手書き等での記入となるため、不備・不鮮明となることも想定され、(財)自動車リサイクル促進センターにおける確認作業に事務コストが発生。

3) 申請後の(財)自動車リサイクル促進センター内での作業の流れ

パソコン申請

申請書の記載事項の確認(入力データの確認のみ) 添付書類の確認 輸出抹消登録情報との照合
返還可否の通知(システム上送信) 口座への振り込み 帳票の保管

一般申請

申請書の記載事項の確認(手書き等による記入事項の確認、不備・不鮮明があった場合の確認、資金管理システムへの入力) 添付書類の確認 輸出抹消登録情報との照合 返還可否の通知書送付 口座への振り込み 帳票の保管